

2020年12月18日

株式会社ジャックス

クレジットカード会員規約改定について

クレジットカード会員規約第21条第2項に基づき、クレジットカード会員規約の一部を改定いたします。

1. 効力発生日

2020年12月25日

2. 対象となる会員規約

ジャックスカード会員規約

ジャックスカードゴールド会員規約

ジャックスカードプラチナ会員規約

ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約

3. 改定内容

下記のとおりとなります。

※お持ちのカードの種類により、条項番号、条文内容が一部異なる場合があります。

※改定後の会員規約全文は、当社ホームページで確認できます。

(改定前)	(改定後)
<p>第一章一般条項 第20条（ポイントサービス等） 7. 会員がポイントを利用した後に第5項もしくは第6項によりポイントが取り消された場合は、会員はポイント取り消しによる不足額を直ちに現金又は当社の指定する方法にて当社に支払うものとします。</p>	<p>第一章一般条項 第20条（ポイントサービス等） 7. 会員がポイントを利用した後に第4項もしくは第5項によりポイントが取り消された場合は、会員はポイント取り消しによる不足額を直ちに現金又は当社の指定する方法にて当社に支払うものとします。</p>

以上